

2025年7月15日発行（季刊）



う 羽 化 か

ISSN1880-8646
2025年7月
第134号

横 浜 漢 点 字 羽 化 の 会
〒231-0063 横浜市中区花咲町1-46-1-1105 Tel 090-9003-7279
発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
編集責任者 宮 澤 義 文



夏に逝つた人
手向けた花
朱色のしべ

INEKO

目 次

顧みて（3）（岡田健嗣）	1
点字から識字までの距離（127）（山内 薫）	8
漢文のページ	13
字式について（8）（岡田健嗣）	15
ご報告とご案内	17
編集後記（宮澤義文）	19

顧みて (三)

岡田 健嗣



六
再度私の個人的な事情からお話を始めさせていただきます。
きます。

一九八〇年代の後半になって、音声で表示するパソコンが本格的に出始めました。それまではパソコンは、視覚障害者も、一般と同様に、極マニアックな人だけが使っていました。私などは、とても手を出せるものではありませんでした。マニアックな人達は、パソコンをいじることそのものに楽しみを感じているようで、そのような楽しみ方が、私には、敷居の高さを感じさせたのでしたし、まして、パソコンで何ができるのか、というところが私には判然としなかったの
で、手を拱いた形のまま時を過ごしていました。

そこに、NEC製の9800シリーズというMS-

DOS対応の機械が現れて、音声の表示の幅が広がって、一気に視覚障害者の間に広がって行きました。そしてこの機械を使って、漢点字の符号を利用して一字一字入力する方法のソフトウェアが開発されて、パソコンを使えば「文字を書く」ことができるということが、分かってきたのでした。早速私も、それを購入することにしました。パソコンの力を借りてではありますが、初めて普通の文字を「自力」で書くことができたのは、この時のことでした。

ちょうどそのころ、私の身边にも変化が訪れて、身を固めようと思うようになりました。出会いがありました。

それまでの私は、横浜市で生活をしておりましたが、この結婚によって、その後は、東京の墨田区にも地歩を得ることになりました。仕事の都合もあって、当分は行ったり来たりという生活となりましたが、そのことは、私と漢点字との結び付きにとっては、むしろプラスに働いたように思われます。

墨田区での生活が始まると同時に私は、墨田区立の

図書館に連絡を取りました。そこでお会いしたのが、本誌に創刊号からご執筆下さっておられます、山内薫様でした。

山内様は、当時は墨田区の図書館にお勤めで、身体障害者へのサービスをご担当でした。私は全くの新参者ですので、直接お会いしてお話ができるかお尋ねしましたところ、快く諾して下さい、後日、図書館をお訪ねすることになりました。お訪ねしたのは寺島図書館だったかと思えます。

お会いして私は、私が横浜で受けて来た点字図書館からのサービスについて、また、受けたいが受けられなかったサービスについて、さらに漢点字を勉強したことなどをお話させていただいたように覚えております。そして山内様から、墨田区の図書館の取り組んでおられることをお聞きして、一驚したのです。

何に驚いたかと申しますと、墨田区には漢点字を使用しておられる視覚障害者の方がおられて、そのころ開発された、パソコンを使用して、漢点字の文書を打ち出す装置を、緑図書館という図書館に揃えておられ

るといってお話を伺ったからに他なりません。横浜にいては、そういうことはとても及びません。是非私も、その装置の利用者の一人になりたいと、お願いしました。

墨田区内にお住まいで、漢点字の使用者であるという視覚障害者の方というのは、本会の会員であって、本誌にもご執筆下さっていた木村多恵子様でした。

漢点字を打ち出す装置というのは、漢点字協会の川上先生の活動にご協力下さっていた、徳島教育大学の末田統教授の開発されたもので、パソコンで一般の文書を作成して、プログラムにかけると、点字プリンタから、漢点字仮名交りの点字文が打ち出されるというものでした。当時際だって普及していたNEC製の9800シリーズで、マイクロソフト社のMS・DOS上で作動するものでした。一つ残念だったのは、点字のレイアウトに沿った編集ができないことと、文書ファイルは、点字用のファイルは残らず、一般のテキストファイルだけで管理するというものだったことでした。

しかしながらそういうことを知ったのはずっと後のことで、その装置を動かして下さいるのは、図書館で活

動しておられたボランティアの皆様でしたので、その皆様にご紹介いただけるよう、山内様にお願ひしました。

このようにして点訳ひかり会の皆様にご紹介いただいて、私のニーズをお伝えして、漢点字で表された書物を手にすべく、私も活動を始めました。

図書館の機能、点訳ボランティアの皆様の活動から見れば、私はニーズを出して、出来上がった結果を受け取ることでもそのサービスを享受するのが普通ですが、私のニーズはそのようには行かず、ボランティアの皆様とのやり取りが必要でした。皆様からしてみるとご迷惑なことだったかとは思いますが、川上先生が漢点字ボランティアを養成して、漢点字書をお作りになつておられながら、私はそこに読者として参加できなかったという過去がありましたので、今回はそうなつてはいけないと考えてのことでした。ニーズを出しながら、その製作の中にも参加させていただくということをお願ひしたのでした。そして、点字にして十ページ・二十ページ程度の文書を打ち出していただい

て、私がそれを読む、そして注文をつける、こういうことを繰り返して、漢点字書を仕上げて行きました。

注文というのはどういうものだったかと申しますと、ボランティアの皆さんの活動の初めはパソコンに入力していただくのですが、その入力をチェックするということがあります。しかしそれは、私の前に校正をして下さる方がおられますし、私には原本の記載は分かりませんので、基本的には校正をするではありません。むしろ、触読し易いレイアウトにするにはどうするのがよいか、原本にある記号を、点字としても読みに触読し易い文書にするのがよいかという、如何に行くものでした。それまでの読書の経験から、触読に易い点字書は、カナ点字だけの文書でさえ、案外少ないと感じておりました。漢点字書となれば、なおさら触読に易いものを目指さなければ、優れた原本も、漢点字書になつた時、その真価を發揮することができないと考えたのでした。

この時の作業は、その後の私の漢点字とのお付き合

いに、そして漢点字訳の活動にとつて、極めて大きな
トレーニングであつたようです。

そこで初めて取り組んだ漢点字訳の書物は、『百人
一首』（大岡信著、講談社文庫）でした。文庫本では
ありますが、このような和歌の専門書は初めて読むも
のでしたので、全てが初めてという、無手勝流そのも
ので挑みました。

この詳細は、稿を改めて申し上げなければ、とても
語り切れません。そこで少々冗長かとは思いますが、
「小倉百人一首」から、お歌を選んでみます。お歌を
見ておりますと、ここから数首に絞るのは極めて困難
なことです。それでも無理をして、私の好みから、以
下の二十首を選んで見ました。ご味読下さい。

あしびきの山鳥の尾のしだり尾のながながし夜を
ひとりかも寝む 柿本人麻呂

花の色は移りにけりないたづらにわが身世にふる

ながめせしまに 小野小町

これやこの行くも帰るも別れては知るも知らぬも
あふ坂の関 蝉丸

わたの原八十島かけて漕ぎ出でぬと人には告げよ
海人の釣舟 小野篁

ちはやぶる神代も聞かず竜田川からくれなゐに水
くくるとは 在原業平

このたびは幣も取りあへず手向山紅葉の錦神のま
にまに 菅家（菅原道真）

名にし負はば逢坂山のさねかづら人に知られで来
るよしもがな 三条右大臣（藤原定方）

滝の音は絶えて久しくなりぬれど名こそ流れてな
ほ聞こえけれ 大納言公任（藤原公任）

瀬をはやみ岩にせかるる滝川のわれても末に逢は

むとぞ思ふ 崇徳院

あらざらむこの世のほかの思ひ出でにいまひとた
びの逢ふこともがな 和泉式部

嘆けとて月やはものを思はするかこちがほなるわ
が涙かな 西行

めぐり逢ひて見しやそれとも分かぬ間に雲隠れに
し夜半の月影 紫式部

玉の緒よ絶えなば絶えねながらへば忍ぶることの
弱りもぞする 式子内親王

有馬山猪名の篠原風吹けばいでそよ人を忘れやは
する 大弐三位

きりぎりす鳴くや霜夜のさむしるに衣かたしきひ
とりかも寝む 後京極摂政前太政大臣(藤原良

での月を見しかな 赤染衛門

経)

大江山いく野の道の遠ければまだふみも見ず天の
橋立 小式部内侍

世の中は常にもがもな渚漕ぐ海人の小舟の綱手か
なしも 鎌倉右大臣(源実朝)

夜をこめて鳥のそら音ははかるともよに逢坂の関
は許さじ 清少納言

来ぬ人を松帆の浦の夕なぎに焼くや藻塩の身もこ
がれつつ 藤原定家

これらのお歌の中から、任意に一首だけ選ぶように求められたとしますと、私は、崇徳院のお歌を選ぶのではないかと思えます。崇徳院に関わらず、この『小倉百人一首』には、悲劇に見舞われた方が多数おられます。その悲しみを、読者である私どもが、しっかりと感受しなければいけないのではないのでしょうか。

『小倉百人一首』は、藤原定家を選んだ百首と言われます。「万葉集」（八世紀）から定家の時代（十二世紀）までの約四百年に歌われたお歌の中から、百首を選んだものです。大岡先生は、その一首一首に作者と作歌の情況、そしてその解釈について、解説して下さっておられます。日本の文学を総括したご本と云ってもよいのではないかと、私には思われます。そして日本文学は、崇徳院を初めとする多くの悲劇と、もう一つの柱として、恋愛があります。男性のお歌には恋愛ばかりでなく、政治の影を濃く落としていることはいありますが、女性のお歌は、例外なく恋愛歌です。このことを、私どもは味わわなければいけません。

このご本の漢点字訳と平行して、ひかり会の皆様には、朝日新聞に掲載されております「朝日歌壇・俳壇」の漢点字訳もお願いしました。「歌壇・俳壇」は、既に以前から音訳版が製作されていて、私も聴かせていただいております。音訳者の皆様ともお話をさせていただいております。製作のご苦勞の一つ、読みの難しさについてお聞かせいただいております。しかし当時の私には、読みの「難しさ」は、全く分かりませんでした。既に音声化されたものを受け取って、難しさを克服された後の作品をお聴かせいただいておりますので、ご苦勞の一端も分からないままにお聴かせいただいたのでした。

ところが漢点字訳を始めますと、どう読んでよいのか見当の付かない短歌や俳句が次から次へと並んでいきます。「百人一首」とともに「朝日歌壇・俳壇」の漢点字版の製作は、そのまま私の、漢点字の触読の特訓ともなったのでした。音訳者の皆様のご苦勞も、私のトレーニングとして、私の中にひしひしと刻まれました。

た。

この間の私の活動は組織的なものではありませんので、「活動」と申してよいものかどうか、分かりません。しかしほとんど五里霧中、怒濤のような毎日だったと記憶しております。従って私のお手伝いをして下さっていた点訳ボランティアの点訳ひかり会の皆様にとっては、それこそ台風の渦中に置かれていた思いでおられたものと、現在では拝察しております。とはいえ当時の私は、私のしようとしていることで一杯で、ひかり会の皆様を顧みる余裕はありませんでした。伏してお詫び申し上げます。

しかしお陰様で、現在では私なりの漢点字書の読み方方法と言ってよいようなものを、掴み得た感があります。当時の経験が、それを可能にして下さったものと思います。

そして一九九六年、私の住み慣れた横浜で、横浜漢点字羽化の会を立ち上げることになりました。

七

墨田区の図書館を会場に、点訳ひかり会の皆様のお力をお借りして、漢点字書の製作を始めました。その活動を持って横浜でも点訳のボランティアの皆様のお力をお借りできないか模索してみました。が、なかなかよい反応を得られないということが続きました。しかしながらその中でも、現在の本会の中心的なメンバーとして活動して下さっておられます吉田信子様に出会えたことは、私にとって、何よりの力となりました。

吉田様は、まず漢点字訳のためのプログラムから作りましようとお提案して下さいました。ご主人様のご協力をいただいて、自前のプログラムを作るといいう、私にはとても叶わないところに踏み込んで下さいました。

続く



点字から識字までの距離 一二七

山内 薫

障害をめぐる条約や法規の現状(五)

「障害者の権利に関する条約」(四)

前々回ご紹介した障害者権利条約の第九条「施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)」の2e「公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。」また、第二条「定義」の中で挙げられている様々な「意思疎通」の方法を実現するために整備された法律が「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 二〇二二年五月二五日公布・施行)である。この法律の第三条では四つの基本理念が挙げられている。

「(基本理念)

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意

思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

二 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

四 デジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。)において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

そして、第十三条では

「（障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策）」

第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者が必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるとするようするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者（第十五条において「意思疎通支援者」という。）の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。」

とあり、そのための施策として「意思疎通支援者」について言及している。第十五条では

「（国民の関心及び理解の増進）」

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必

要な施策を講ずるものとする。」

と、「情報取得等に資する機器等の有用性」と「障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割」の二点に言及している。

それでは、具体的に「意思疎通支援者」とはどのような人なのか？

厚生労働省のホームページには障害者福祉関係のページに「障害者の情報・意思疎通支援」があり、そこには五項目の施策が掲載されている。各項目は

「一、意思疎通支援

二、ICTの活用等による意思疎通支援

三、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営

四、視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）の推進

五、電話リレーサービス」

となっている。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujisuikei/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/sanka/index.html）

このうち「意思疎通支援」については下記のような概要と具体例が示されている。

「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、

知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を行います。

支援にあたっては、障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズに即して行います。

(意思疎通支援の具体例)

- ・聴覚障害者…手話通訳、要約筆記
- ・視覚障害者…代筆・代読、点訳、音声訳
- ・盲ろう者…直接本人に接触する触覚手話、指文字、指文字
- ・失語症者…会話における理解や表現の補助(必要に応じて道具や絵の利用等)」

そして付記として

「上記の他にも、意思疎通に支障がある場合があります。

喉頭ガンや咽頭ガンなどによって喉頭を摘出された方(以下、「喉摘者」)は、発声機能を失い、家族をはじめ他者と話すことができなくなります。しかし、食道発声や電気式人工喉頭などの代替音声を習得することで、再び会話ができるようになります。」が加え

られている。

具体的な意思疎通支援者としてあげられているのは次のような者である。

「5 意思疎通の支援者

意思疎通の支援者には、厚生労働省令に基づく認定資格に合格した者や、厚生労働省が定める養成カリキュラム等に基づき、地方自治体等において養成された者がいます。

(1) 手話通訳士

厚生労働省令に基づく認定を受けた社会福祉人聴覚障害者情報文化センターが実施する試験に合格し、登録をされた者。政見放送において、手話通訳を担当することが可能。

(2) 手話通訳者(※)

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者

(3) 手話奉仕員

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得している者

(4) 要約筆記者(※)

中途失聴者を中心に、難聴者等の多様なニーズに対

応する要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者

(5) 代筆・代読支援者

視覚に障害のある方のために、本人に代わって書類等の読み書きを行う者

(6) 点訳奉仕員

視覚に障害のある方のために、墨字(活字)で書かれていた書籍等の内容を点字にして伝える者

(7) 音訳奉仕員

視覚に障害のある方のために、墨字(活字)で書かれている書籍等の内容を音声にして伝える者

(8) 盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者との日常的なコミュニケーション、通訳、移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得している者

(9) 失語症者向け意思疎通支援者

失語症者の多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために必要なコミュニケーション技術を習得している者

※(2) 手話通訳者、(4) 要約筆記者は養成研修を受講の上、都道府県等が行う試験に合格する必要があります。」

では実際にこのような意思疎通支援者がどのくらい整備されているかという調査も令和4年度に実施されている。

その「意思疎通支援事業の実施体制整備状況(令和4年度)」によると、令和4年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で九一％(一五八五/一七四一)にのぼる。その「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。

個々の意思疎通支援事業の実施率は以下のようになっている。(前の数字は実施自治体数、後の数字は全国のパーセンテージ)

・手話通訳者派遣事業(遠隔による手話通訳を除く)

一五七三、九〇・四％

・遠隔手話通訳者派遣事業

三九八、二二・九％

・要約筆記者派遣事業(遠隔による要約筆記を除く)

一二六九、七二・九％

・遠隔要約筆記者派遣事業

一八九、一〇・九%

・手話通訳者設置事業（遠隔による手話通訳を除く）

六九一、三九・七%

・遠隔手話通訳者設置事業

二六九、一五・五%

・点訳による支援事業

九五、五・五%

・代筆による支援事業

七五、四・三%

・代読による支援事業

七二、四・一%

・音声訳による支援事業

一〇五、六・〇%

・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

七四、四・三%

・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

九三、五・三%

・その他の支援事業

六八、三・九%

・意思疎通（全体）

一五八五、九一%

調査結果を見ると手話や要約筆記など聴覚障害者向けの支援はかなり進んでいるものの、点訳、代筆・代読、音声訳など視覚障害者向け支援、盲ろう者、失語症者向けの支援や派遣事業は未だにわずかしが行われていないことが分かる。ただしこれらの研修、派遣事業は都道府県単位で行われているものもあり、手話通訳者、要約筆記者の研修は一〇〇%、派遣はいずれも九三・六%、盲ろう者向け通訳・介助員の研修は九七・九%、派遣は一〇〇%といずれもほとんどの都道府県が実施している。（「専門性の高い意思疎通支援を行う養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業体制の整備状況」（令和四年度）調査結果）また同じく専門性が高いとされる「失語症者向け意思疎通支援者」は研修事業が八七・二%、派遣事業が三四・〇%となっている。

点訳、代筆・代読、音声訳は専門性の高い意思疎通支援には含まれておらず、研修事業についても派遣事業についても曖昧なまま取り残されている状況といつて良いだろう。障害者権利条約が言うように、あらゆる施設での「仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）」の提供が望まれる。



漢文のページ



粒 誰^カ 汗^ハ 鋤^{イテ} 其^{其二}
 粒 知^{ラン} 滴^ル 禾^ヲ
 皆 盤 禾 日
 辛 中^ノ 下^ノ 当^{タル}
 苦^{ナル} 餐 土 午^ニ

農 四 秋^ニ 春^ニ
 夫 海 収^ム 種^ウ 憫^{レム} 農^ヲ
 猶^ホ 無^キ 万 一
 餓 閑 顆^ノ 粒^ノ 李 紳
 死^ス 田 子^ミ 粟^{ゾク}



其の二
 禾を鋤いて 日 午に当たる
 いねをすいて 日 午に当たる
 汗は滴る 禾下の土 かのつち
 あせはしたたる かのつち
 誰か知らん 盤中の餐
 たれかしらん ばんちゅうのさん
 粒粒 皆 辛苦
 りゆうりゆう みな しんくなるを

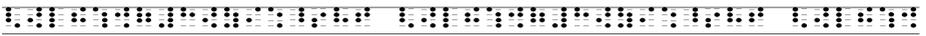
農^{ノウ}を憫^{アハ}れむ

李^リ紳^シ

春に種う 一粒の粟
 はるにうう ひとつぶのぞく
 秋に収む 万顆の子
 あきにおさむ ばんかのみ
 四海 閑田無きに
 しかい かんでんなきに
 農夫 猶お餓死す
 のうふ なおがしす



(中唐 五言絶句)



憫 ^{レム} 農 ヲ 李 紳

其 ノ 二

鋤 イテ 禾 ヲ 日当 タル 午 ニ

汗 ハ 滴 ル 禾 下 ノ 土

誰 カ 知 ラン 盤 中 ノ 餐

粒 粒 皆 辛 苦 ナルヲ

りしん
李 紳 (772? ~ 846年) 中唐~晩唐の政治家・詩人。
のち宰相にまでなる。

りゅうりゅうしんく つぶ
「粒粒辛苦」の粒粒って何の粒?



びんのう
「憫 農 其の二」は四字熟語
「粒粒辛苦」(苦勞して成しとげる)
の典故としても有名な詩である。

田の [雑草取りをしていると
太陽は真上にのぼり、汗が稲
の下の土にしたたり落ちる。
だれが知っていよう、鉢の中
のごはんの一粒一粒が、みんな
農民の労苦のたまものである
ことを。]

「憫農 其一」の詩では、[天下どこにも ^{ひま}閑な田がないのに
(豊作なのに)、農民はなお餓死する]と痛切に皮肉る。

※ 漢文と読み下し文、および詩の訳文 [斜体字部分] は、
NHKライブラリー石川忠久『夏の詩100選』によります。



参考資料

字式について (八)

岡田健嗣

前回に引き続き、漢字の字形を字式で表す方法をご紹介します。
漢字の音読を五十音の順に並べます。

「各」 カク おのおの (いたる)
夂 (ふゆがしら) / 口

「角」 カク つの かど (ロク すみ あらそう)
ク・冂`えん構え*B> 土

「拡」 カク `クワク、 (ひろめる)
手偏 + 広

「革」 カク かわ (あらためる)
廿・“口/一” \ |

「格」 カク コウ `カウ、 (からむ いたる ただす)
木偏 + 各

「核」 カク (たね かたい)
木偏 + 亥`がい*B (亥 + (なべぶた)・く・ノ/人)

「殻」 カク から
士 / ワ / 几 + 夂 (ル又)

「郭」 カク `クワク、 (くるわ かこい)
享 + おおごと (享 + (なべぶた) / 口/子 きょう)

「覺」 カク おぼえる さます さめる (コウ `カウ、 め
ざめる さとる)
ツワ冠 / 見

「較」 カク (コウ `カウ、 くらべる)
車偏 + 交

「隔」 カク へだてる へだたる
こざと偏 + 鬲 (鬲 一/口/冂 (えん構え) > “八/丁”)

「閣」 カク (たな たかどの)
門構え > 各

「確」 カク たしか たしかめる (かたい)
石偏 + 霍の略体 (霍の略体 ワ\佳 (ふるとり) 霍 ウ
冠/佳)

「獲」 カク ` `クワク` える (とる)
けもの偏 + 草冠 / 隻

「嚇」 カク (カ おどす しかる)
口偏 + 赫 (赫 赤+赤 かく)

「穫」 カク ` `クワク` (かりとる かりいれ)
ノ木偏 + 草冠 / 隻

「学」 ガク まなぶ (コウ `カウ`)
ツワ冠 / 子

「岳」 ガク たけ (やま)
丘 / 山

「楽」 ガク ラク たのしい たのしむ (ゴウ `ガウ` *B お
んがく このむ)
“彡 (にすい) @: 白” / 木

「額」 ガク ひたい
客 + 頁

「括」 カツ ` `クワツ` (くくる)
手偏 + 舌

「活」 カツ ` `クワツ` (いきる)
さんずい + 舌

「喝」 カツ (しかる)
口偏 + 日 / 勺 (勺 勺 (つつみ構え) >ヒ)

「渴」 カツ かわく (つきる)
さんずい + 日 / 勺 (勺 勺 (つつみ構え) >ヒ)

「割」 カツ わる わり われる さく (そこなう)
害 + 立刀 (害 ウ冠/^主/口 ^主 三\・|)

「滑」 カツ ` `クワツ` すべる なめらか (コツ)
さんずい + 骨 (骨 “小門 (えん構え) >左上角 - ” ・大門
> 肉月)

「褐」 カツ (わたいれ)
衣偏 + 日 / 勺 (勺 勺 (つつみ構え) >ヒ)



「轄」 カツ (くさび)
 車偏 + 害 (害 ウ冠 / 主 / 口 主 三 \cdot |)

「干」 カン ほす ひる (たて ふせぐ おかす)
 二 \cdot \setminus |

「刊」 カン (けずる のぞく)
 干 + 立刀

「甘」 カン あまい あまえる あまやかす (かぎ)
 甘 > 一

「汗」 カン あせ
 さんずい + 干

「缶」 カン ムクワン、 (かめ かん)
 午 \cdot 口 (うげばこ)

「完」 カン ムクワン、 (まったし)
 ウ冠 / 元

「肝」 カン きも (こころ)
 肉月偏 + 干

「」報告と「」案内

「」案内並びに「」挨拶



横浜漢点字羽化の会の活動の終了と本誌の終刊について

一九九六年の一月末日、本会・横浜漢点字羽化の会は産声を上げて、活動を開始し致しました。それから約三十年という年月、本会は活動して参りました。

このことは偏に会員各位のご尽力と、本会の活動へのご理解を下さいました皆様のご支援の賜と、深く感謝申し上げます。

本会は、三十年という年月、漢点字書の製作を主眼とした活動を通して、視覚障害者への漢点字の普及と、一般社会の皆様からの漢点字へのご理解を賜るべく活動して参りました。三十年間、パソコンへの入力、入力されたものの校正、そして触読に適したレイアウトへの割り付け・記号類の整頓などの編集に、当

初から変わらぬペースを保って活動して参りました。お陰様でその成果は、横浜市中央図書館への納入書として、視覚障害者の皆様に、ご利用いただけるようになっております。

会の活動と運営に携わっている者と致しましては、この間はほとんどあつという間という感を禁じ得ません。しかし、そういうことはございませんで、決して短い期間ではありませんでした。これだけの長年月の活動を、弛み無く継続して下さいました。会員各位におかれましては、それだけの努力を傾注して下さいました。誠に感謝の申し上げます。

しかしながら誠に残念なことではございますが、最も考慮して来たはずの世代交代を、果たすことができませんでした。私どもの活動の後を継いで下さる若い方を見出すことができませんでした。思い返してこのことを申し述べれば、紙面が尽きません。従ってこの事実だけを、ここでは申し上げるに留めます。

二〇二〇年代に入って私どもは、急速な「高齢化」を意識せざるを得なくなりました。長年活動を中心的に担って下さっておられた会員が、一人抜け・二人抜けするという事態を眼の当たりにすることになりました。

た。そして今年に入って、これまで通りの活動を継続することは困難であることが判然として参りました。

このようにして私どもは、今年度を限って、入力・校正・編集の活動を、終了することを決しました。

そして機関誌である本誌『うか』も、次号一三五号を以て、終刊させていただくことと致しました。

本誌をご愛読いただいております皆様、本会の活動をご支援いただいております皆様、重ねて御礼を申し上げます。

大変ありがとうございました。

なお、これまでに製作して参りました漢点字書、国立国会図書館に電子データとして納入しなければいけません。

沢山のデータが残っておりますし、東京漢点字羽化の会は活動を継続致しますので、規模は縮小致しますが、活動そのものを終了するものではありません。今後の活動のあらましは、何らかの形で、ご報告させていただきます。ただく所存であります。

どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

編集後記

今号の岡田様の「顧みて」では漢点字羽化の会の立ち上げの経緯を記しています。

私には、パソコン、NEC 9800、MS-DOSなど懐かしさを覚えました。

さて、会の立ち上げには、自身、確固たる目標を持ち、それを実現させるために、山内様、木村様、吉田様など多くの方との出会い、それを大切にして、継続、工夫、を積み重ね、触読の大切さを自覚しやさしい漢点字を目指し、その為に「百人一首」に没頭した姿勢に心を打たれました。

最近、歳をとると「教育」と「教養」が大切だと耳にしました。この言葉の意味は漢字とは違い「今日行くところがある」「今日用事がある」ということだそうです。生き生きと生活をして、頭を回転させ、行動することが歳をとると大切で、老化もせず、ボケの予防になるといわれているそうです。いかがですか？。私も心して生活しようと思います。

宮澤義文

(有) 横浜トランスファ福祉サービス

障害者自立支援法の下、障害者にガイドヘルパーを派遣して、外出を支援しています。対象は、横浜市在住・在宅の、視覚・肢体・知的重度障害者。

常時募集・ガイドヘルパー：資格・ホームヘルパー2級以上、および視覚・肢体障害者移動介護研修修了。

業務概要：上記障害者の外出支援。詳細は担当・柳田まで。

研修者募集：弊社では、ガイドヘルパー（視覚障害者）の資格取得研修を実施致します。詳細はホームページで。



URL: www.ytrans.net

〒231-0063 横浜市中区花咲町1-46-1

GSプラザ桜木町1105

電話: 045-263-0306

FAX: 045-263-0316

E-MAIL (岡田健嗣) : okada_tr_eib@ybb.ne.jp

横浜漢点字羽化の会 URL : <https://www.ukanokai-web.jp/>

《表紙絵 岡 稲子》 次回の発行は2025年10月15日です。

※本誌(活字版・DAISY版・ディスク版)の無断転載は固くお断りします。